

名勝三保松原保存活用計画策定支援業務仕様書（案）

1 業務名

令和5年度 観文文財委 第66号 名勝三保松原保存活用計画策定支援業務

2 業務の目的

名勝三保松原は、日本で最初の名勝として大正11年に指定され、その後100年間大切に守られ、景勝地としても多くの人々に愛されてきた。平成25年には世界文化遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産にも登録され、国内外から注目を浴びる観光地となっている。

これまで、平成22年度に名勝三保松原保存管理計画、平成25年度に世界遺産三保松原保全活用条例、平成26年度に三保松原の松林保全のための提言書、三保松原保全活用計画、三保松原管理基本計画、平成28年に三保市有林管理計画が作られてきた。また、世界文化遺産富士山の包括的保存管理計画でも、三保松原の価値及び保全と活用について言及されている。

本業務では、各計画の策定から年数が経ち、三保松原地内で新たな課題も生じていること、今後も状況が変化していくことを踏まえ、既存の計画を元に、新たな項目を加えつつ、保存活用計画を策定する支援を行い、文化庁からの計画認証を目指す。

3 業務期間

契約日～令和7年3月15日

4 業務内容

(1) 業務計画書の作成【令和5年度】

業務の目的・内容を把握した上で、作業の方針・手法・工程等を検討し、業務計画書を作成・提出する。

(2) 関係者への意見聞き取り、ワークショップ開催【令和5年度、令和6年度】

地元意見の抽出のために保存活用計画検討資料等を作成し、ワークショップを開催する。有識者委員会に必要な保存活用計画検討資料等の作成を補助する。また、委員会とは別で、市が指定する有識者への聞き取り調査を実施する。（有識者への謝金は委託料に含む）

(3) 計画の作成【令和5年度、令和6年度】

以下の項目について執筆したものと、委託者が執筆した項目を取りまとめて、保存活用計画を作成する。作成にあたっては、これまでに刊行した資料、ワークショップ（過去に開催されたものも含む）、有識者委員会での意見等を反映させる。

①計画策定の経緯と目的【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。ただし、計画策定の経緯については、ワークショップの経緯を追加すること。

②名勝の概要【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。ただし、現状と問題点については、地元ワークショップや関係機関への聞き取り調査結果を反映すること。

③名勝の本質的価値【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。

④保存活用の基本方針【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。

⑤保存と管理【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。ただし、現状変更等の取扱基準については、有識者及び関係課への聞き取り内容を反映し具体例を追加する等、一般市民に分かりやすい内容に刷新すること。また、防災・防犯計画については、新規に執筆すること。

⑥整備・活用に関する基本的な考え方【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。ただし、活用については、具体例を追加する等、一般市民に分かりやすい内容に刷新すること。

⑦運営・体制整備に関する基本的な考え方【令和5年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。

⑧実施計画【令和6年度】

委託者作成の原案をもとに執筆編集。ただし、ワークショップや関係機関への聞き取り調査結果を反映すること。

⑨全体調整【令和6年度】

パブリックコメント（夏頃）の反映、文化庁認証申請（秋頃）に向けての調整。

(4) 打合せ・協議等【令和5年度、令和6年度】

業務の遂行を図るため、必要な段階で打合せ・協議を行う。

5 成果品

下記の成果品を静岡市観光交流文化局文化財課三保松原文化創造センターへ提出する。

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 業務完了報告書 | 1式 |
| (2) 策定計画図書 | 2部（紙資料） |
| (3) 電子データ（CD-R） | 2式 |

6 その他

・保存活用計画の策定にあたっては、名勝三保松原保存管理計画、世界遺産三保松原保全活用条例、三保松原の松林保全のための提言書、三保松原保全活用計画、三保松原管理基本計画、三保市有林管理計画、世界文化遺産富士山の包括的保存管理計画等を十分に検証の上、策定すること。

・本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者と協議の上、これを解決するものとする。

・業務の遂行に必要な資料等については、関係官公署、企業等において収集及び調査すること。

・本業務における成果品は全て静岡市に帰属する。